

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成28年 2月 4日
【会社名】	大末建設株式会社
【英訳名】	DAISUE CONSTRUCTION CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 日 高 光 彰
【本店の所在の場所】	大阪府中央区久太郎町二丁目 5 番28号
【電話番号】	(06)6121-7143
【事務連絡者氏名】	執行役員総務部長 三 宅 嘉 徳
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区新砂一丁目 7 番27号
【電話番号】	(03)5634-9011
【事務連絡者氏名】	総務部次長兼東京総務課長 谷 智
【縦覧に供する場所】	大末建設株式会社 東京本店 (東京都江東区新砂一丁目 7 番27号) 大末建設株式会社 名古屋支店 (名古屋市北区域見通三丁目 5 番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

平成28年1月28日付で提出した臨時報告書に企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の記載が漏れておりましたので、これを訂正するため臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

- 1 提出理由
- 2 報告内容

3【訂正内容】

訂正箇所には、 （下線）を付して表示しております。

- 1 提出理由
（訂正前）

連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

（訂正後）

当社及び連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

- 2 報告内容
（訂正前）

(2)当該事象の内容

当社は、資産の効率的活用及び財務体質の改善を目的として、固定資産の一部を販売用不動産に用途変更し、それに伴い「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、当該不動産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を平成27年12月期末において減損損失を特別損失として計上することといたしました。

（訂正後）

(2)当該事象の内容

当社は、資産の効率的活用及び財務体質の改善を目的として、固定資産の一部を販売用不動産に用途変更し、それに伴い「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、当該不動産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を平成28年3月期第3四半期において減損損失を特別損失として計上することといたしました。

（訂正前）

(3)当該事象の連結損益に与える影響額

当社の平成27年12月期の連結財務諸表及び財務諸表において、減損損失として737百万円を特別損失に計上いたします。

（訂正後）

(3)当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

平成28年3月期第3四半期の財務諸表及び連結財務諸表において、減損損失として737百万円を特別損失に計上いたします。